

キッズ・ガーデン海浜幕張保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

名 称 キッズ・ガーデン海浜幕張保育園

所在地 千葉市美浜区ひび野2-1-1 QVCスクエア2F

(2) 目的及び運営の方針

ア 当園は、「お預かりする児童の健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を持った子どもを育成することを目的とし保護者が安心して預けられるよう児童の保育を行う」を目標とし、教育・保育を提供します。

イ 当園の運営にあたっては、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号。以下、「認可基準」という。）
- ・千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例48号。以下、「運営基準」という。）

2 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	13339.5 m ²		
	屋外遊戯場	代替地：県立幕張海浜公園		
園舎	構造	鉄骨造		
	延べ面積	32669.157 m ² （うち保育所専有244.34 m ² ）		
	階数	7階建の内2階	建築年月	平成25年1月

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考								
乳児室	1室	こがめ組（満0歳児クラス）								
保育室 遊戯室（ホール）	3室	<table style="border: none;"> <tr> <td>らっこ組（満1歳児クラス）</td> <td rowspan="2">} について各1室</td> </tr> <tr> <td>ぺんぎん組（満2歳児クラス）</td> </tr> <tr> <td>いるか組（満3歳児クラス）</td> <td rowspan="2">} について各1室</td> </tr> <tr> <td>かもめ組（満4歳児クラス）</td> </tr> <tr> <td>くじら組（満5歳児クラス）</td> <td>} 2クラス各1室</td> </tr> </table>	らっこ組（満1歳児クラス）	} について各1室	ぺんぎん組（満2歳児クラス）	いるか組（満3歳児クラス）	} について各1室	かもめ組（満4歳児クラス）	くじら組（満5歳児クラス）	} 2クラス各1室
らっこ組（満1歳児クラス）	} について各1室									
ぺんぎん組（満2歳児クラス）										
いるか組（満3歳児クラス）	} について各1室									
かもめ組（満4歳児クラス）										
くじら組（満5歳児クラス）	} 2クラス各1室									
事務室	1室									
食事室	1室									
調理室	1室									

3 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 道徳・食育・才育に力を入れ教育・保育を提供します。

(3) 年間行事予定

遠足、保育参観、夏祭り、運動会、ハロウィンパレード、クリスマス会、豆まき、卒園式等を予定しています。時期については別途お知らせいたします。

(4) 1日の流れ

時刻	
7:00	随時登園
9:00	朝の会、遊び
11:30	昼食
12:30	午睡
15:00	おやつ、遊び 随時降園
18:00~	延長保育 

※保育標準時間認定の流れになります。

(5) 食事の提供

ア 提供方法

自園調理にて提供いたします。

イ 提供内容

昼食及び補食を提供いたします。3歳以上児については、主食（ごはん又はパン）を提供しております。（主食費・副食費をご負担頂きます。）お弁当持参の場合は、ご相談させて頂きます。献立表は毎月別途お知らせします。

ウ 提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	補食	備考
0歳児	11時00分頃	15時頃	
1歳児	11時00分頃	15時頃	
2歳児	11時00分頃	15時頃	
3歳児	11時30分頃	15時頃	
4歳児	11時30分頃	15時頃	
5歳児	11時30分頃	15時頃	

エ 食物アレルギー等への対応

食物アレルギーをお持ちのお子さんはお知らせ下さい。医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事の参加の際など、お弁当の持参をお願いすることがあります。

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

職員の職務は、児童福祉法、その他関係法令の定めるところによることとします。

ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
施設長	1人(常勤専従)	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主任	1人(常勤専従)	施設長を助け、他の保育士を統括する。
保育士	入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する。 満1歳未満児の園児3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児5人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人 満4歳以上の園児30人につき1人 保育士は常勤専従とする。	園児の教育・保育に直接従事する。
調理員	3人	献立表に基づき、給食及び補食を調理する。
嘱託医	1人(嘱託)	園児の健康管理、健康診断を行う。
嘱託歯科医	1人(嘱託)	園児の健康管理、歯科健診を行う。

5 教育・保育を行う日及び時間帯

当園において教育・保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。なお、提供時間以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。

(別途利用者負担が発生します。)

認定区分	提供日※	提供時間	延長保育時間
保育標準時間認定	月曜日～金曜日	7:00～18:00	18:00～19:00
	土曜日	8:00～18:00	
保育短時間認定	月曜日～金曜日	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～19:00
	土曜日	9:00～17:00	8:00～9:00 17:00～18:00

※年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

6 利用者負担額等

当園の利用にあたっての負担額は以下のとおりです。

(1) 基本保育料

居住する市町村が定める利用者負担額を居住市町村へお支払ください。なお、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯と3歳以上児の全世帯は、基本保育料が無償となります。

(2) 延長保育料

延長保育を利用する場合には、その利用時間に応じて、延長保育料を次のとおり当園へお支払ください。

区分	月額		突発的な延長保育利用 月1回まで
	1時間	2時間	
3歳以上	1,900円	3,800円	1,000円
3歳未満	3,000円	6,000円	1,500円

(3) 実費徴収

上記の保育料のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

費目	実費徴収額
給食食材費（主食費） 保育時間認定児童（3歳以上）	月額 1,000円 ※1
給食食材費（副食費）※2 保育時間認定児童（3歳以上※）	月額 5,600円 ※1
体操服代	13,300円
日本スポーツ振興センター災害共済金 掛金	131円
教材費代	5,000～6,000円
園帽子代（未満児）	1,210円
園帽子代（以上児）	1,210円
ベッドリース代	3,000円/年
選択制	
防災頭巾	1,700円
課外授業料	
英語（4・5歳児）	7,800円
英語（3歳児）	7,000円
	初回教材費 1,000円/年
ピアノ（リトミック）	4,000円
	2歳児 初回教材費 3,000円/年
	3歳児 初回教材費 4,000円/年
ピアノ（個人レッスン）	7,000円
	初回教材費 2,000円/年

- ※1 月途中の退園や入園の場合は、日割り計算を行います。
また、配食準備に計画的に反映することが可能な場合（長期入院など）は、1か月単位で徴収額の減額を行います。
- ※2 副食費については、以下のいずれかに該当する場合は、免除されます。
- ・年収360万円未満相当の世帯の方
 - ・全所得階層の第3子以降の方
- ただし、年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。
免除対象の方には、市より別途ご連絡があります。

物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。

上記のほか、次の事項についてご負担いただくことを予定しています。

- ・写真代
- ・行事にかかる費用（交通費等）

上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

7 利用定員

総定55人。内訳は次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育時間の認定を受けた満3歳以上の園児 33人
- (2) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の園児 16人
- (3) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の園児 6人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

8 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 各種手続きについて

ア 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出下さい。

- ・児童票
- ・個人調査票
- ・緊急連絡カード・保育利用時間調査
- ・健康記録票
- ・新年度用品申し込み書
- ・登園予定表
- ・写真掲載に関する同意書

イ 退園・転園に関する手続き

- ・退園が決定した場合には、退園月中旬前までに知らせるとともに、施設利用取止め届をご提出下さい。

ウ 休園に関する手続き

- ・休園を申し込む場合には、休園届をご提出ください。

(2)教育・保育の提供の終了について

当園は、以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 園児が小学校に就学したとき。

イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	わらがいこどもクリニック
医 院 長 名	藁谷 理
所 在 地	千葉県美浜区若葉 3-1-38 幕張パルクテイクセンター-B301
電 話 番 号	043-298-1555

(2) 歯科

医療機関の名称	モアナ歯科
医 院 長 名	甲田 真理
所 在 地	千葉県八千代市緑ヶ丘 3-1-6 リセビル B棟 1階
電 話 番 号	047-751-5544

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)園児の病状急変等への対応について

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2)非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。等
災害時の避難場所	第一避難場所 幕張海浜公園 第二避難場所 打瀬小学校体育館
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。等

(3)管轄する関係機関

消防署	千葉県美浜消防署
警察署	千葉西警察署

1.1 要望・相談及び苦情の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	キッズ・ガーデン海浜幕張保育園 手塚
	・電話番号	043-306-6288
	F A X	043-306-6287
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	千葉県民間保 育園協議会	電話番号 043-202-5515
		苦情解決連絡会 事務局

1.2 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

1.3 保険等に関する事項

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金制度について

保育所内で発生した事故、登降所の通常の経路で起きた事故、その他保育所の管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。万一の場合に備え、災害共済給付の適用を受けられるよう、加入申し込みをお願いしております。

負担額は所得に応じて異なります。

(2) その他

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険(株)
保険の内容	施設賠償責任保険・傷害保険
保険金額	円(年額)
補償金額	一事故 3億円

1.4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1) 正当な理由がない限り、教育・保育の提供にあたって知り得た園児及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。

(2) 園児の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

1.5 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名称：キッズ・ガーデン海浜幕張保育園

説明者職氏名：園長 氏名 高梨 恵

私は、本書面に基づいてキッズ・ガーデン海浜幕張保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意した上で、貴園の利用を申し込みます。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：